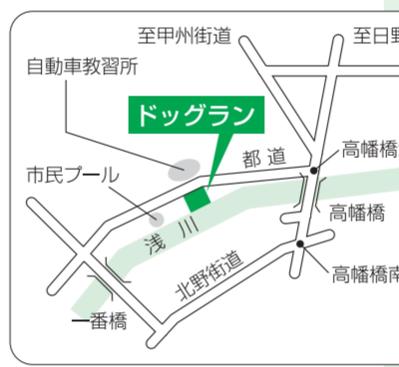


10月1日 ドッグランがオープン

市では人と動物との共生社会を目指して、その施策の一環としてリード(引き綱)無しで犬が走り回ったり、遊べる施設であるドッグランを建設しました。ルールとマナーを守り、人も犬も暮らしやすい環境作りの拠点を目指します。

利用に当たっては施設利用上の注意事項(左記参照)がありますので、順守をお願いします。
利用時間：午前9時～午後5時(10月1日(土)は正午から) 年末年始及



ドッグラン施設 利用上の注意

皆さんが安全に楽しんでいただくために下記の注意を順守してください。利用上の注意に反する方や犬に対して、利用をお断りする場合があります。係員の案内・指示に従っていただくようご協力をお願いします。

- ① 場内でトラブルが発生した場合には、他の飼い主の方も速やかにリードを付けてください。なお、トラブルの当事者は犬と一緒にドッグランから一度退場していただきます。
- ② エサや人の飲食物は場内に持ち込まないでください。
- ③ 犬のオシッコは指定の場所以外ではさせないようにしてください。
- ④ フンやごみは必ず持ち帰ってください。
- ⑤ 他の利用者や犬に迷惑が掛かる行為はしないでください。
- ⑥ ボールやフライングディスクでの遊びは原則禁止です。ただし、場内に他の犬があまり居ないなど、迷惑がかからない場合は例外とします。
- ⑦ 入場後、10分くらいはリードを離さずに歩かせ、他の犬に慣らすようにして、興奮やショックを和らげましょう。
- ⑧ 家庭での日常と違い、愛犬も思いがけない行動をとることがありますから十分に注意してください。
- ⑨ 犬をリードから離す場合は、犬から目を離さないようにし、犬の行動を即座に制御できるように気を配ってください。
- ⑩ 危険と思われる際は、リードをつないでください。

募集

日野市指定管理者選定委員

市では、公の施設の指定管理者の候補者を選定するにあたり選定委員会を設置します。この選定委員会の市民委員を募集します。なお、指定管理者制度導入方針や今後の選定経過はホームページで公開します。
【開催日程】10月中旬～11月上旬の平日5日程度【対象】市内在住者【募集人数】4人 申込

多数の場合は書類選考「謝礼」1回3千円「応募方法」10月12日(水)必着までに郵送で。作文「市民が求める公の施設のサービスとは」(1千字程度)、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、〒191 8686日野市役

所企画調整課へ
日野市ファミリーサポートセンター会員説明会
ファミリーサポートセンターは相互に助け合う有償ボランティアの会員組織です。お子さんの保育援助、出産後の家事援助、高齢者の外出の付き添い援助等を受けたい方(依頼会員)に、援助をしたい方(提供会員)を紹介いたします。
【日程・会場】10月5日(水)：南平駅西交流センター、18日(火)：湯沢福祉センター【時間】午前11時～正午【対象】市内在住・在勤・在学の20歳以上の方【問合せ先】日野市ファミリーサポートセンター(☎589・7616)

地球温暖化防止地域推進計画
策定委員
「(仮称)日野市地球温暖化防止地域推進計画」の策定にあたり、市民・事業者・行政で構成する策定委員会の市民委員を募集します。
【任期】発足から平成18年3月31日まで【募集人数】2人程度
申込多数の場合は抽選「謝礼」交通費程度「応募方法」10月14日(金)必着までに電話、郵送(書式は任意)、FAX、Eメールで、〒191 8686日野市役所環境保全課(☎583・4483)✉kasu.kyo@city.hino.tokyo.jpへ

市立病院正規職員
【職種】助産師・看護師【資格】昭和40年4月2日以降生まれで有資格者または見込みの方【募集人数】20人程度【試験日】1次試験：10月30日(日)、2次試験：11月24日(木)【提出書類】所定の試験申込書(写真添付)、10月3日(月)から市役所4階職員課、市立病院3階総務課で配布 土曜・日曜日、祝日を除く、最終学歴の卒業(見込み)証明書、

成績証明書、資格証明書(見込みの方は除く)の写し「申込み」10月17日(月)～21日(金)(消印有効)に提出書類を、〒191 0062多摩平4の3の1日野市立病院総務課(☎581・2677)へ郵送または本人が持参 郵送の場合、住所・氏名を記入し、80円切手を張った返信用封筒(長型3号)を同封
市立病院臨時職員
【職種】薬剤師・助産師・看護師【資格】有資格者で健康な方【募集人数】若干人【応募方法】履歴書(写真添付)及び資格証の写しを、〒191 0062多摩平4の3の1日野市立病院総務課(☎581・2677)へ郵送か持参

災害時支援ボランティア
地震災害時に消防隊の活動を支援する災害時支援ボランティアを募集します。
【資格】都内在住の満18～64歳の方【活動内容】応急救護、消火活動支援、救助活動支援【問合せ先】日野消防署警防課防災係(☎581・0119)

介護保険の新規事業者を紹介
【内容】居宅介護支援事業所：なごみ在宅介護サービス日野(大坂上1の32の8TYビル日野5階☎589・2660)【問合せ先】高齢福祉課在宅サービス係
介護保険サービスの変更
利用者負担軽減減額事業が変わります

「対象サービス」訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、介護老人福祉施設における施設サービス・食費・居住費 介護保険サービス提供事業

高額介護サービス費の制度が変わります
①申請時の負担を軽減するため、10月1日から申請は一度限り、その後支給対象となる月書の提出は不要となります。

福祉

消費生活 相談室から

マルチ商法(連鎖販売取引)の中途解約と返品制度
Q 高校時代の友人に誘われて、健康食品のマルチ商法の会員になりました。しかし、期待したほど売れず、大量の健康食品を抱え困っています。解約・返品できませんか。(21歳学生)

A マルチ商法は、消費者自身が販売員としてビジネスに参加し、さらに自分の下に販売員を勧誘してピラミッド状に販売組織を拡大していくものです。購入した商品を買って得られる利益の他、新会員を加入させることによる利益も得られると誘われます。しかし、経験がない若者や主婦等が購入商品を買ることができずに大量在庫を抱えてしまおうというトラブルが多く発生しました。そこで、平成16年の法改正により、マルチ商法連鎖販売取引)に中途解約と返品制度が導入され、20日間のクーリングオフ期間経過後でも消費者の一方的な意思で中途解約し、組織から退会できるようにになりました。さらに受け取った商品の返品を望む場合には、定められた条件を満たす場合に限り、購入価格の90%相当額の返金を受けることができるようになりました。マルチ商法については経済的な被害のほか、友人関係が壊れるなどの被害も同時に発生しがちです。友人からうまい話があると聞いたら、マルチ商法を疑い十分注意をしてください。(日野市消費生活相談室☎581・3556)

この申請負担軽減は平成17年6月に受けられたサービスから行われ、5月以前に受けられたサービスの申請は今まで通り各月の申請書・領収書が必要です。
②10月に受けられたサービスから所得に応じた利用料の負担上限額が左表のように変わります。

所得	上限額
住民税世帯課税者	世帯で37,200円
合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	世帯で24,600円
合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	個人で15,000円
高齢福祉年金受給者	個人で15,000円
生活保護受給者等	個人で15,000円

いずれも「問合せ先」高齢福祉課介護保険係